

平成 19 年 10 月 11 日

協力企業作業員の負傷について

平成 19 年 10 月 10 日午後 4 時 15 分頃、定期検査中の 3 号機取水エリア（屋外）において、協力企業作業員がスクリーン装置*¹の組み立て作業中に右手人差し指を負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、「右示指圧挫創、末節骨骨折」と診断されました。

なお、本人は診察後、事務所に戻りました。

確認したところ、当該作業員はスクリーン装置のチェーン部にバケット*²を取り付ける作業中、誤ってバケット側面に手を添えて取り付け位置の調整を行ったことから、側面にあるチェーンとの間に指を挟み負傷したことがわかりました。

本事例については、所内および協力企業に周知し、注意喚起を行います。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

* 1 スクリーン装置

取水口に流れてくる海生物等を除去・回収するための装置。

* 2 バケット

海生物等が入る鋼鉄製のかご。